

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

平成 28 年度の詳細環境調査においては、22 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1}		化管法指定区分 ^{注2、3}		調査媒体			
		改正前	改正後	改正前	改正後	水 質	底 質	生 物	大 気
[1]	アニリン	第二種監視	優先評価	第一種 15	第一種 18	○			
[2]	安息香酸ベンジル		優先評価			○	○	○	
[3]	エチルアミン		優先評価			○			
[4]	エチルベンゼン	第二種監視	優先評価	第一種 40	第一種 53	○		○	
[5]	エチレンオキシド	第二種監視	優先評価	第一種 42	第一種 56	○			
[6]	エチレングリコール		優先評価			○			
[7]	キシレン類		優先評価	第一種 63	第一種 80				
	[7-1] <i>o</i> -キシレン					○		○	
	[7-2] <i>m</i> -キシレン					○		○	
	[7-3] <i>p</i> -キシレン					○		○	
[8]	クロロメタン（別名：塩化メチル）	第二種監視	優先評価	第一種 96	第一種 128	○			
[9]	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロジフェニルメタン（別名：4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)又は 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン）	第二種監視 第三種監視	※	第一種 120	第一種 160	○		○	
[10]	ジクロロベンゼン類				第一種 181				
	[10-1] <i>o</i> -ジクロロベンゼン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 139		○	○	○	○
	[10-2] <i>m</i> -ジクロロベンゼン	第三種監視				○	○	○	○
	[10-3] <i>p</i> -ジクロロベンゼン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 140		○	○	○	○
[11]	<i>N,N</i> -ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン		優先評価			○			
[12]	テレフタル酸	第二種監視	優先評価	第一種 205	第一種 270	○			
[13]	トリエタノールアミン		優先評価			○			
[14]	(<i>E</i>)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)-ブタ-3-エン-2-オン（別名：ヨノン）		優先評価			○			
[15]	1,2,4-トリメチルベンゼン	第三種監視	優先評価		第一種 296		○	○	
[16]	二硫化炭素	第二種監視	優先評価	第一種 241	第一種 318	○		○	
[17]	(<i>Z</i>)- <i>N,N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)オレアミド	第三種監視	優先評価			○			
[18]	プロパン-1,2-ジオール		優先評価			○			
[19]	ブロモメタン（別名：臭化メチル）	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 288	第一種 386	○			
[20]	ホルムアルデヒド	第二種監視	優先評価	第一種 310	第一種 411	○			
[21]	<i>N</i> -メチルジデカン-1-イルアミン		※			○			
[22]	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	第二種監視	優先評価	第二種 78	第一種 448				○

（注 1）「化審法指定区分」における「改正前」とは平成 21 年 5 月 20 日の法律改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注 2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）をいう。以下同じ。

（注 3）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。なお、「改正前」「改正後」の欄における数字は第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質としての政令番号を意味する。

（注 4）※：平成 29 年 3 月 30 日に優先評価化学物質の指定が取り消された。